

浦 監 第 7 5 号  
平成 30 年 5 月 29 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 深 作 勇

職員 の 賠償 責任 に関する 監査 の 結果 について

地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 29 年 11 月 27 日付け浦会第 233 号で市長から請求があった職員 の 賠償 責任 に 係る 監査 について、その結果を次のとおり公表します。

## 第1 監査の実施

### 1 監査請求の要旨

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、平成29年11月27日付け浦会第233号で市長から提出された監査請求の要旨は、次のとおりである。

元市税収納員（非常勤職員）である A（以下「元収納員」という。）は、平成17年7月から平成29年3月までの間、財務部収税課に市税収納員として在籍していたが、平成27年度から平成28年度までの期間において、市税として徴収した現金の一部を着服した。

したがって、元収納員に対し、損害賠償を命じるにあたり納税者より徴収していた公金着服の事実確認、賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を求める。

（添付書類）

- ・事故報告書（財務部長から会計管理者あてに提出されたもの）の写し

### 2 監査の実施方法

#### （1）書類審査等

関係資料や市税電算システムの収納履歴等により審査した。

関係資料は、以下のものである。

#### ア 雇用契約関係

- ・雇用通知書
- ・貸金個人台帳
- ・勤務実績表（平成27・28年度）
- ・浦安市一般職の臨時的任用職員等の勤務条件に関する規則
- ・浦安市税収納員に関する要綱

#### イ 業務内容マニュアル

- ・ガイドライン
- ・浦安市会計事務規則

#### ウ 業務実績（平成17年度から平成28年度）

#### エ 元収納員の担当地区

#### オ 徴収金に係る証拠書類（平成27年4月1日から平成29年3月31日までのもの）

- ・納税者（ B ）所有の領収証書の写し
- ・領収済通知書の写し

- ・領収書綴り（市税として納入された金額のもの）の写し
  - ・収納明細の写し
  - ・未納明細書の写し（平成 29 年 11 月 7 日現在のもの）
  - ・領収証書交付一覧表写し
  - ・分納誓約書の写し
- カ 被害額算定のための集計表の写し
- キ 元収納員による平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに納税者から徴収した市税の確認書の写し
- ク 納税者による平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに元収納員に納付した市税内訳の確認書の写し
- ケ 収税課職員が元収納員へ事情聴取を行った聴取書の写し
- コ 告訴状の写し

## （2）関係職員の事情聴取

会計管理者、会計課長、財務部長、収税課長、収税課主幹及び収税課職員から事情を聴取した。

なお、元収納員の事情聴取については、収税課職員によって行われた事情聴取の記録や納税者及び元収納員から徴収・納付した市税の確認書の写しなどで事実確認が可能であると判断し、これらをもって代えることにした。

（事情聴取事項の概要）

- ・ 事件の概要
- ・ 事件の手口及び経緯
- ・ 納税者からの徴収金総額及び補てん額
- ・ 事件発生の要因
  - 領収証書の発行及びチェック管理体制
  - 公金の徴収・管理体制
  - 管理監督者チェック・管理体制
- ・ 再発防止への取組み

## （3）納税者への調査

納税者からの調査については、収税課職員によって行われた元収納員に納付した市税の確認書や領収書などで事実確認が可能であると判断し、これらをもって代えることにした。

### 3 監査の実施期間

平成 29 年 11 月 27 日（月）～平成 30 年 5 月 28 日（月）

## 第 2 監査の結果

### 1 結論

#### (1) 元収納員による平成 27 年度及び平成 28 年度における納税者より徴収していた公金着服の事実確認について

元収納員が公金を着服した事実があるものと認める。

#### (2) 賠償責任について

元収納員は、浦安市に対して損害賠償責任を有するものと認める。

#### (3) 賠償額について

浦安市の損害額 2,760,000 円に遅延利息を付した額とする。

遅延利息は、民法第 404 条に規定する年利率 5 分を適用する。

利息を付加する期間については、公金着服が認められる日の翌日から起算して、それぞれの税目ごとに完済する日までの間とする。

### 2 事実関係

#### (1) 事件発覚の経緯

本件は、平成 29 年 11 月 6 日に収税課職員が、元収納員が担当していた納税者について、市が把握している市税収納額と納税者の市税納付額に相違があることに気づき、内容等を確認したところ、納税者からの集金による領収証書に対し、集金後の市への収納額が少額であったことから着服が判明した。

元収納員の徴収金の抜き取り行為は、平成 27 年度から平成 28 年度までの間で、納税者から徴収した市税を職場や自宅へ戻り、人の目を盗んではその一部を抜き取ったうえで、市へ納入していたものである。

#### (2) 担当課における調査の概要

##### ア 元収納員への事情聴取

平成 29 年 11 月 7 日、9 日、14 日に庁舎内の会議室において、収税課職員が元収納員に対し事情聴取を行った。

## イ 浦安警察署への相談等

市では、平成 29 年 11 月 6 日、7 日、13 日に浦安警察署へ被害の相談を行った。

### 3 判断

#### (1) 公金着服の有無

納税者が所持していた領収証書と指定金融機関へ入金した収納簿を照合した結果、金額に差異があることから公金着服の事実があると認められる。

#### (2) 賠償責任の有無

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項には、会計管理者の事務を補助する職員が故意又は過失により、その保管に係る現金を亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない旨が規定されている。

元収納員は、在職期間において浦安市会計事務規則第 4 条の規定に基づく分任出納員に任命されていることから、同法第 171 条第 1 項に規定された「その他の会計職員」であり、同法第 243 条の 2 第 1 項に規定された「会計管理者の事務を補助する職員」に該当する。

また、元収納員は、納税者から市税の現金を収納する業務に従事しており、市税の現金は「その保管に係る現金」に該当し、その一部を複数回に渡り抜き取ったことが認められることから、同法第 243 条の 2 第 1 項に規定された「故意」による「現金の亡失」に当たる。

以上のことから、本件に係る同法第 243 条の 2 第 1 項の規定による賠償責任は、元収納員にあるものと判断する。

#### (3) 賠償額

ア 元収納員が平成 27 年度及び平成 28 年度に納税者より徴収した徴収金総額は 10,331,400 円で、そのうち徴収金等から市へ入金された金額は 7,571,400 円であり、賠償額はその差額である 2,760,000 円と認める。

税目別の内訳は、次のとおりである。

税 目	領収証書 (徴収分)	領収済通知書 (市へ払込分)	差 額 (損害額)
固定資産税	6,924,600 円	4,857,000 円	2,067,600 円
市県民税 (普通徴収)	3,019,800 円	2,347,700 円	672,100 円
国民健康保険税	237,000 円	237,000 円	0 円
法人市民税	150,000 円	129,700 円	20,300 円
計	10,331,400 円	7,571,400 円	2,760,000 円

#### イ 遅延利息

- ・適用利率

地方自治法第 236 条第 3 項には、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、適用すべき法律の規定がないときは民法の規定を準用する旨が規定されており、遅延利息は、民法第 404 条に規定する年利率 5 分とする。

- ・起算日

公金着服が認められる日の翌日を遅延利息の起算日とする。

- ・計算末日

それぞれの税目ごとに完済される日を計算末日とする。

### 第 3 監査委員の意見

地方公共団体の歳入の根幹をなす市税の収納において、分任出納員の権限を有する元収納員の公金着服事件が発生し、市民の信頼を損ねたことは誠に遺憾である。

本件は、元収納員の地方公務員としての倫理観の欠如が最大の原因であるが、事件の発生を未然に防止、あるいは早期に発見できなかった要因としては、市の組織における管理体制の甘さや、不適切な公金の収納体制等にあったものと思われる。

今回の事件を受け、平成 30 年 4 月 12 日付け浦会第 11 号で、財務部長と会計管理者の連名により、「不祥事の再発防止に向けた公金の適正管理について」を各所属長へ通知している。

その内容は、領収証書、公印及び預金通帳等は、必ず鍵のかかる金庫やキャビネットで保管すること、領収証書の交付にあたっては、交付状況が

わかる管理簿を作成し、保有者や管理状況を常に把握しておくこと、出納員の日々の確認作業や管理体制の徹底を図ること、資金前渡による現金受領をした場合は、資金前渡職員である所属長が定期的に収支状況を確認することなどとなっている。

このように公金の取扱いに対する一定の改善も見られ、再発防止策が講じられているところではあるが、今後とも、全職員がこれらの再発防止策の徹底を図ることが何よりも重要であるとともに、さらなる倫理観の徹底を図り、二度とこのような不祥事が起こることのないよう強く求めるものである。